

綾川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日

綾川町長
綾川町議会議長
綾川町選挙管理委員会
綾川町監査委員
綾川町農業委員会
綾川町教育委員会

綾川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、綾川町長部局、綾川町議会事務局、綾川町選挙管理委員会、綾川町監査委員、綾川町農業委員会、綾川町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

綾川町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各部局における人事担当者等の協議を核として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町監査委員、町農業委員会、町教育委員会に

において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町監査委員、町農業委員会、町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

数値目標

- ① 平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率を、平成 26 年度の実績 25%より 50%以上引き上げ、75%以上にする。
- ② 平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員を、平成 26 年度実績 0 人より、1 人以上にする。
- ③ 平成 32 年度までに、本庁課長補佐級以上の女性職員の割合を、少なくとも平成 26 年度実績 8.3%より 6.7%引き上げ、15%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町監査委員、町農業委員会、町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題を掲げている。

- ① 平成 28 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事担当部局）は、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に関する助言を行う。また、管理職員は父親となる職員に休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努め、男性の家事・育児等参加に向けた機運の醸成を図る。
- ② 平成 28 年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。
- ③ 平成 28 年度より、女性職員が活躍できる機会を広げるため、若い世代から能力・意欲向上のための外部研修等への参加を推進し、人材育成に取り組む。